

【資料①-1】緑化義務条例比較

| 内容 | 西宮市 開発事業等におけるまちづくりに関する条例 | 兵庫県 環境の保全と創造に関する条例 |
|--|--|--|
| 必要緑地面積（緑地率）について | 開発面積（有効開発面積）の20%以上 近隣商業地域・商業地域の場合は10%以上 市街地調整区域は30%以上 | 住宅の場合は空地面積の30%以上 住宅・特定工場を除く建築物の場合は50%以上 特定工場は別途届出必要 |
| 駐車場部分（駐車スペース）の緑化 （芝生保護舗装材・穴あきインターロッキングブロックを用いた緑化） | 計上可能な面積は必要緑地の30%以内 芝生保護舗装材（緑化率100%）は面積の100%計上 穴あきインターロッキングブロックによる駐車場緑化は面積の1/2計上 （緑化率50%以下の緑化資材の場合、算入不可） | 緑化率が50%以上のものを使用した場合、面積の100%計上 （緑化率が50%未満の場合、緑化部分のみ計上する） |
| 車路の緑化について （芝生による緑化など） | 緑地として計上できない | 緑化部分のみ100%計上 |
| 敷地内歩道、自主管理の公園（プレイロット） ※設置要件有り | 面積の100%計上 （既存道路に面して設置し、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行できるものに限る） | 緑化部分のみ100%計上 |
| 道路境界から3m以内に設置する緑地の割増について | 当該箇所の緑地を50%増して計上可能。 上限は必要緑化面積の30%以内 （遮蔽物がない、かつ緑地100㎡に対して低木が200株以上の割合で植栽されていること） | 緑化面積の100%計上（割増不可） |
| バルコニー又は庇下の緑地 | 樹木が生育する構造のもので、バルコニー又は庇下部分奥行1.0mまでは緑地面積として計上可能。但し、バルコニー又は庇の高さが地盤面から3m以上あり、他の緑地と一体的に整備することが条件 | 建築物の垂直投影下より1.0mまでは緑地面積として計上可能 |
| 人工地盤上の緑地 ※設置要件有り | 日常一般に開放され歩行者が自由に通行し、または利用できる空間で、市が定める土壌要件を満たす人工地盤上の緑地 | 敷地内緑地として計上可能 （ただし建築物上であれば建築物緑化として計上する） |
| 太陽電池の設置 | 緑地として計上できない | 緑地として計上可能 （ただし太陽電池パネル水平投影面積の50%） |
| 敷地内緑地と建築物緑地の振り替えについて | 建築物上の緑化は緑地として計上不可 | 振替可能 （ただし必要面積50%以内を限度） |
| 緑化内の必要本数 | 高木：敷地面積×緑化率×5/100 中木：敷地面積×緑化率×20/100 低木：敷地面積×緑化率×100/100 地被類等：裸地を覆う程度 | 10㎡あたり高木1本以上 20㎡あたり高木1本以上、低木20本以上 低木、竹又は芝その他の地被類で表面が被われていること |
| 高木・中木・低木・地被類の定義 | 高木 高さ3.5m以上、かつ目通り0.18m以上 中木 高さ1.5m以上、かつ枝張り0.3m以上（高木を除く） 低木 高さ0.3m以上、1.0m以下 | 高木：成木に達した時に樹高がおおむね3.0m以上の樹木 低木：高木以外の樹木 |